

法令および定款に基づくインターネット開示事項

- 取締役の職務の執行が法令および定款に適合すること
を確保するための体制その他業務の適正を確保するた
めの体制ならびに当該体制の運用状況の概要
- 連 結 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
- 連 結 注 記 表
- 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
- 個 別 注 記 表

第 168 期（2021 年 4 月 1 日～2022 年 3 月 31 日）

広島ガス株式会社

事業報告の「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制ならびに当該体制の運用状況の概要」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」ならびに計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.hiroshima-gas.co.jp/com/ir/event/event_01.html）に掲載し、ご提供しております。

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制ならびに当該体制の運用状況の概要

1. 内部統制制度の基本方針

当社グループの事業は、都市ガス、LPガス等のベストミックスによる安定的かつ安全なエネルギー供給を含む適正なサービスの提供を使命とする極めて高い公共性と社会的責任を有しているものと考えております。

この社会的使命を遂行し、お客さま、株主、投資家、従業員等のすべてのステークホルダーの信頼に応え、継続的な企業価値の向上を図るため、当社では、下記のような内部統制システムを整備しております。

取締役会は、取締役会およびその他の経営組織が内部統制において果たすべき役割と、現在構築されている内部統制の内容を確認し、今後とも絶えざる見直しによって内部統制を含むコーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款等に適合することを確保するための体制

- ① 社会規範に沿った業務運営・企業倫理遵守の徹底を図るため、「広島ガスグループ経営理念」、「広島ガスグループ行動宣言」を定めるとともに、その拠り所として「広島ガスグループ社員行動指針」を定め、取締役および執行役員はこれを率先して実践するとともに、従業員にこれを遵守させます。
- ② 取締役会は、「内部統制制度の方針」を決定し、業務執行取締役および執行役員による内部統制システムの整備状況を監督します。
- ③ 業務執行取締役は、取締役会が決定した「内部統制制度の方針」に基づき、内部統制システムを整備する役割と責任を負います。
- ④ 取締役会の監督機能および監査役会の監査機能を強化し、取締役の業務執行への助言を行うため、独立性を確保した社外取締役、社外監査役をそれぞれ複数名選任します。
- ⑤ 取締役・監査役候補者の指名および取締役の報酬等については、客観性・透明性を確保するため、その半数以上が社外役員で構成される指名委員会および報酬委員会において審議します。
- ⑥ 財務報告の信頼性を確保するため、規程等を整備し、会計基準その他関係諸法令の遵守を徹底するとともに、「財務報告に係る内部統制制度の方針」に基づき、体制の整備・改善に努めます。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 取締役会議事録、稟議書および契約書等、取締役の職務の執行に係る重要な情報については、その保存媒体に応じて「文書管理規程」および「情報セキュリティ規程」に基づき、適切に保存・管理し、必要に応じて閲覧可能な状態を維持します。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、「取締役会規則」に基づき、原則として月 1 回開催するほか、必要に応じて適宜開催します。
- ② 執行の迅速化および経営と執行の分離を図るため、執行役員を置きます。
- ③ 経営に関する重要事項については、業務執行取締役、執行役員および常勤監査役で構成する経営会議において審議します。また、重要事項に関する事前の審議・調整を行うための会議体を必要に応じて設置します。
- ④ 取締役会の決定に基づく業務執行については、「業務分掌規程」および「権限規程」に基づき実行します。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 経営に重要な影響を与えるリスクについては、定期的にまたは必要に応じて、リスクの抽出・評価および対応策の策定を行い、経営会議において審議するとともに、取締役会に報告します。
- ② ガス供給の安定性・安全性を阻害するような地震等（台風、洪水、高潮、津波、火災、停電時等を含む）の大規模な自然災害によるリスクに対しては、予め規程化している「地震等防災対策要領」に基づき、災害発生時の緊急情報連絡体制・指揮命令体制等を整備しており、定期的な想定訓練を実施し、被害拡大の最小化を図ります。

(5) 従業員の職務の執行が法令および定款等に適合することを確保するための体制

- ① 法令、「広島ガスグループ経営理念」、「広島ガスグループ行動宣言」および「広島ガスグループ社員行動指針」等の遵守を図るため、当社およびグループ会社における業務の適正確保を目的として、「内部統制推進委員会規程」に基づき内部統制推進委員会を設置します。
- ② 「広島ガスグループコンプライアンス規程」に基づき、定期的にコンプライアンス教育および意識調査を実施することにより、従業員にコンプライアンス意識を根付かせ、法令違反等を許さない企業風土を醸成します。
- ③ 社長および 2 名の社外弁護士で構成する企業倫理委員会を設置し、コンプライアンス施策の決定および制度の運用状況の把握と是正策について協議します。

- ④ 当社グループの従業員が、直接、企業倫理委員会の委員等に相談・報告することができる広島ガスグループ相談報告制度を導入し、自浄機能の強化を図ります。
- ⑤ 執行部門から独立した監査部を設置し、「内部監査規程」に基づき、当社およびグループ会社における会計、業務、コンプライアンス、情報システムおよびリスク管理等に係る諸状況を監査し、結果を社長、経営会議および監査役会に報告します。

(6) 子会社を含む企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社およびグループ会社の代表者で構成する広島ガスグループ代表者会議を設置し、重要な経営政策等の協議を行い、迅速な方針展開と情報の共有化を図ります。
- ② グループ会社の業務執行については、執行の基準となる規程の整備等を通じてリスクを未然に防止するとともに、主要な連結対象会社の役員を親会社の役員が兼務することにより、各社の取締役会を通じて職務の執行状況を直接把握し監督します。また、経営に関する重要な事項については、グループマネジメント委員会において事前審議を行い、その結果について経営会議において報告を受けます。
- ③ グループ会社におけるコンプライアンス体制の適切な整備・運用の推進を監督し、コンプライアンス活動の実効性を高めるため、内部統制推進委員会を補完する機関として、当社およびグループ会社のコンプライアンス担当部門長ならびに監査部長で構成する広島ガスグループコンプライアンス協議会を設置します。
- ④ 監査部は、会計監査人、監査役およびグループ会社監査役と密接な連携を保ち、効率的かつ有効なグループ会社監査を実施し、結果を社長、経営会議、監査役会、当該グループ会社の取締役および監査役に報告します。

(7) 監査役の職務を補助すべき従業員に関する事項、当該従業員の取締役からの独立性に関する事項、および監査役の当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役の職務を補助するため、業務執行から独立した監査役スタッフを置きます。
- ② 監査役スタッフは、監査役の指示のもとで職務を執行し、その異動・評価の決定にあたっては、監査役の同意を要します。

(8) 取締役および従業員が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制、および監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制

- ① 監査役会は、原則として月 1 回開催するほか、必要に応じて開催し、監査の方針等について協議し、監査情報を共有します。
- ② 監査役は、代表取締役と定期的に会合をもち意見交換するほか、当社およびグループ会社の取締役、執行役員および従業員に対して、業務執行状況の報告を求めることができます。
- ③ 当社およびグループ会社の取締役、執行役員および従業員が、法令および定款等に違反する重大な事実、不正行為または当社およびグループ会社の経営に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役に報告します。
- ④ 監査役は、取締役会に出席するほか、経営会議その他の重要な会議または委員会へ出席し、必要があると認めたときは意見を述べるとともに、重要な会議の議事録、業務執行に関する重要情報を閲覧することができます。
- ⑤ 監査役は、社外取締役、グループ会社監査役と定期的に会合を持ち、情報を共有するとともに、意見を交換します。
- ⑥ 監査役は、会計監査人と定期的に会合をもち、会計監査人から財務報告に係る内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、意見および情報交換を行うほか、必要に応じて、会計監査人に対して報告を求めることができます。
- ⑦ 監査役は、監査部およびグループ会社内部監査部門から当社およびグループ会社の監査結果について定期的に報告を受け、必要に応じて調査を求めることができます。

(9) 監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 監査役に報告した当社およびグループ会社の取締役、執行役員および従業員に対し、当該報告をしたことを理由とした不利な取扱いを行うことを禁止します。

(10) 監査役職務の執行によって生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

- ① 監査役から職務の執行について生ずる費用の請求を受けた場合は、これを負担します。

2. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制 その他業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社の事業年度における取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款等に適合することを確保するための体制

当期は取締役会を計 13 回開催し、法令または定款に定められた事項および取締役会規則に定める決議事項につき審議・決定するとともに、取締役および執行役員の業務執行状況を確認しております。

また、監査役監査および内部監査を通じて、当社グループの取締役および執行役員の業務執行が法令および定款に適合していることを確認しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

「文書管理規程」および「情報セキュリティ規程」に基づき適切に保存・管理し、取締役および監査役等からの要請に応じて閲覧可能な状態としております。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当期は取締役会を計 13 回開催し、経営計画や予算、決算、人事等につき審議・決定したほか、経営会議を計 28 回開催し、経営に関する重要事項について審議することで執行の迅速化を図っております。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当期は脱炭素化および感染症の流行への対応も含めた事業等のリスクへの対応について経営会議で審議し、6 月と 3 月に取締役会へ報告するとともに、世界的な紛争に起因するリスクについては、直近の情勢に関する情報共有を図っております。

また、大規模な自然災害に対しては、「地震等防災対策要領」に従って体制を整備するとともに、当期は5月と10月に防災訓練を実施しております。

(5) 従業員の職務の執行が法令および定款等に適合することを確保するための体制

当期は内部統制推進委員会を計 10 回開催しております。また、従業員にコンプライアンス教育および意識調査を実施しているほか、広島ガスグループ社員相談報告制度について周知しております。

監査部は、内部監査の実施結果について随時社長に報告するとともに、当期は計4回、経営会議および監査役会に報告しております。

(6) 子会社を含む企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループマネジメント委員会を当期は計18回開催したほか、広島ガスグループコンプライアンス協議会を当期は計2回開催し、グループ会社におけるコンプライアンス体制の適切な整備・運用の推進を監督しております。

監査部は、「広島ガスグループ会社運用規程」に基づき、グループ会社の内部監査を実施し、結果を社長、当該グループ会社の取締役および監査役に報告するとともに、当期は計4回、経営会議および監査役会に報告しております。

(7) 監査役の職務を補助すべき従業員に関する事項、当該従業員の取締役からの独立性に関する事項、および監査役の当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

業務執行から独立した監査役スタッフを1名配置しております。また、監査役スタッフの異動・評価の決定については、監査役の同意を得て行っております。

(8) 取締役および従業員が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制、および監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制

グループマネジメント委員会や内部統制推進委員会での審議・報告内容について、随時監査役に報告しております。

監査役は、取締役会のほか経営会議等の重要な会議または委員会へ出席し、取締役および執行役員の業務執行状況を確認しております。

また、代表取締役、社外取締役、会計監査人、グループ会社監査役、当社監査部およびグループ会社内部監査部門と定期的に会合を持ち、情報共有および意見交換を実施しております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年 4月 1日から
2022年 3月31日まで)

(単位:百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	5,203	1,171	47,765	△ 0	54,139
会計方針の変更による累積的影響額			185		185
会計方針の変更を反映した当期首残高	5,203	1,171	47,950	△ 0	54,324
当期変動額					
新株の発行	22	22			44
剰余金の配当			△ 715		△ 715
親会社株主に帰属する当期純利益			3,662		3,662
自己株式の取得				△ 0	△ 0
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		1			1
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	22	24	2,947	△ 0	2,993
当期末残高	5,225	1,195	50,897	△ 0	57,318

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	1,931	1,079	△ 95	△ 286	2,629	3,035	59,805
会計方針の変更による累積的影響額							185
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,931	1,079	△ 95	△ 286	2,629	3,035	59,990
当期変動額							
新株の発行							44
剰余金の配当							△ 715
親会社株主に帰属する当期純利益							3,662
自己株式の取得							△ 0
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動							1
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 604	2,132	249	141	1,919	163	2,083
当期変動額合計	△ 604	2,132	249	141	1,919	163	5,077
当期末残高	1,327	3,212	154	△ 145	4,549	3,199	65,067

連 結 注 記 表

(2021年 4月 1日から
2022年 3月31日まで)

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数 15社

連結子会社の名称

広島ガスプロパン(株)、広島ガステクノ・サービス(株)、広島ガスメイト(株)、広島ガスライフ(株)、
HG LNG SHIPPING CORPORATION、広島ガス西中国(株)、広島ガス東中国(株)、広島ガスエナジー(株)、
広島ガスプロパン工業(株)、広島ガス呉販売(株)、広島ガス中央(株)、広島ガス可部販売(株)、
広島ガス北部販売(株)、瀬戸内パイプライン(株)、(株)ビー・スマイル

② 主要な非連結子会社の名称及び連結の範囲から除いた理由

主要な非連結子会社の名称

(株)ファミリーガス広島、広島ガス伯方(株)

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等のそれぞれの合計額は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社の数及び名称

持分法を適用した非連結子会社の数 2社

非連結子会社の名称 (株)ファミリーガス広島、広島ガス伯方(株)

② 持分法を適用した関連会社の数及び主要な関連会社の名称

持分法を適用した関連会社の数 5社

主要な関連会社の名称 広島ガス東部(株)、海田バイオマスパワー(株)、TSH Birdsboro LLC

③ 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社のうち主要な会社等の名称及び持分法を適用しない理由

主要な会社等の名称 (有)広島エルピージー配送センター、東部エルピージーセンター(株)

持分法を適用しない理由

持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社は、それぞれ当期純損益及び利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないためであります。

④ 持分法の適用の手続について特に記載すべき事項

持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、各社の直近の事業年度に係る計算書類を使用しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社

(会 社 名)	(決 算 日)
HG LNG SHIPPING CORPORATION	12月31日
広島ガス西中国(株)	12月31日
広島ガス東中国(株)	12月31日
広島ガスエナジー(株)	12月31日
広島ガスプロパン工業(株)	12月31日
広島ガス呉販売(株)	12月31日
広島ガス中央(株)	12月31日
広島ガス可部販売(株)	12月31日
広島ガス北部販売(株)	12月31日

連結計算書類の作成にあたっては、連結子会社の決算日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 資産の評価基準及び評価方法

(i) 有価証券

満期保有目的の債券……………原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

……………時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

(ii) デリバティブ

時価法

(iii) 棚卸資産

移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

② 固定資産の減価償却の方法

(i) リース資産以外の有形固定資産

定率法によっております。ただし、廿日市工場の建物(建物附属設備を除く)、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物、船舶並びに一部の連結子会社の資産については、定額法によっております。

また、取得価額10万円以上20万円未満の減価償却資産については、一括償却資産として3年間で均等償却する方法によっております。

(ii) リース資産以外の無形固定資産

定額法によっております。なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(iii) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

③ 引当金の計上基準

(i) 貸倒引当金

諸債権に対する貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(ii) 役員退職慰労引当金

一部の連結子会社は、役員の退職により支給する退職慰労金に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(iii) ガスホルダー修繕引当金

球形ガスホルダー等の周期的な修繕に要する費用の支出に備えるため、次の修繕見積額を次回修繕までの期間に配分して計上しております。

(iv) 保安対策引当金

経年ガス導管の保安の確保に要する費用の支出に備えるため、当連結会計年度末後に要する費用の見積額を計上しております。

(v) 器具保証引当金

販売器具の保証期間内サービスに要する費用の支出に備えるため、当連結会計年度末後に要する費用の見積額を計上しております。

④ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(i) ヘッジ会計の方法

(イ) ヘッジ会計の手法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。

(ロ) ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)

(ヘッジ対象)

原油価格に関するスワップ

原料購入代金

為替予約

外貨建金銭債権債務

金利スワップ

借入金

(ハ) ヘッジ方針

リスクに関する内部規程に基づき、原油価格変動リスク、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。なお、実需に関係のないデリバティブ取引は行っておりません。

(ニ) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段とヘッジ対象の対応関係を確認することにより行っております。ただし、振当処理の要件を満たしている為替予約については、有効性の評価を省略しております。

(ii) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度より費用処理しております。

未認識数理計算上の差異については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

(iii) 収益及び費用の計上基準

商品及び製品等の販売に係る収益は、ガスの小売又は卸売等による販売、ガス設備工事やガス器具の販売等であり、顧客との販売契約に基づいて商品及び製品等を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、商品及び製品等を引き渡す一時点において、顧客が当該商品及び製品等に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。

都市ガス売上は、毎月の検針による使用量の計量に基づき収益を認識し、L P ガス売上は、毎月の検針による使用量の計量に基づき、かつ決算月の検針日から決算日までに生じた収益を合理的に見積み収益を認識しております。また、工事契約に係る収益は、一定の期間にわたり履行義務が充足すると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準により収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、L P ガス売上に関して、従来、検針日基準により収益を認識しているものについて、決算月の検針日から決算日までに生じた収益を合理的に見積み、認識する方法に変更しております。また、工事契約に係る収益に関して、従来、進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準を、その他の工事については工事完成基準を適用しておりましたが、工事契約においては履行義務を充足するにつれて顧客が便益を享受するため、一定期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準により収益を認識しております。

当該会計基準等の適用については、当該会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

ただし、当該会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、当該会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の売上高は41百万円増加し、売上原価は94百万円増加し、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ53百万円減少しております。

当連結会計年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、連結株主資本等変動計算書の利益剰余金の期首残高は185百万円増加しております。

当連結会計年度の1株当たり純資産額は1円93銭増加、1株当たり当期純利益は0円79銭減少しております。

当該会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形」、「売掛金」及び「契約資産」にそれぞれ区分表示しております。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)等を当連結会計年度の期首から適用し、当該会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、当該会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、当連結会計年度において、連結計算書類に与える影響はありません。

また、「7. 金融商品に関する注記」において、金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項の注記を行っております。

3. 表示方法の変更に関する注記

連結損益計算書

前連結会計年度において区分掲記しておりました「営業外収益」の「CNG販売収益」(当連結会計年度76百万円)については、重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては、「雑収入」に含めて表示しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

当社グループは、過年度の実績や経営計画及びその他の仮定を踏まえ、入手可能な情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づき、継続的に見積りを行っております。

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

- | | |
|--|-------------|
| (1) 繰延税金資産 | 648 百万円 |
| 繰延税金負債(その他固定負債) | 634 百万円 |
| なお、上記繰延税金資産及び繰延税金負債は納税主体ごとの相殺後の金額を表示しております。 | |
| (2) 退職給付に係る負債 | 682 百万円 |
| (3) 投資有価証券 | 14,196 百万円 |
| うち、持分法適用会社であるTSH Birdsboro LLCの
のれん相当額の当社持分 | (694 百万円) |

5. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産

担保に供している資産

投資有価証券 120 百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 217,093 百万円

(3) 偶発債務

保証債務

下記の会社の金融機関からの借入金に対して、次のとおり債務保証を行っております。

海田バイオマスパワー(株) 12,755 百万円

MAPLE LNG TRANSPORT INC. 1,458 百万円

計 14,213 百万円

(4) 契約負債の残高

流動負債の「その他流動負債」のうち、契約負債の金額 366 百万円

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式

68,242,319 株

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年5月11日 取締役会	普通株式	374	5.50	2021年3月31日	2021年6月4日
2021年11月5日 取締役会	普通株式	341	5.00	2021年9月30日	2021年12月1日
計		715			

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年5月11日 取締役会(予定)	普通株式	利益剰余金	341	5.00	2022年3月31日	2022年6月3日

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、社債及び金融機関からの借入により資金を調達し、一時的な余資の運用は短期的な預金等に限定しております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に従い、リスクの軽減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

借入金については、短期は運転資金、長期は設備投資資金としての調達であります。

デリバティブ取引は、デリバティブ取引に関するリスク管理規程に従って執行・管理しており、実需の範囲内で行うこととしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額(※)	時価(※)	差額
① 投資有価証券	4,928	4,925	△2
② 社債	(16,000)	(15,880)	△119
③ 長期借入金	(16,618)	(16,624)	6
④ デリバティブ取引	4,554	4,554	—

(※) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注1) 「現金及び預金」、「受取手形」、「売掛金」、「1年以内に期限到来の固定負債」、「支払手形及び買掛金」及び「コマーシャル・ペーパー」については、現金または短期間で決済され時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(注2) 非上場株式等(連結貸借対照表計上額 9,267百万円)は、市場価格がないため、「①投資有価証券」には含めておりません。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

① 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しております。また、相場価格のない債券は、将来キャッシュ・フローと信用スプレッドを考慮した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル3の時価に分類しております。

② 社債

当社の発行する社債は相場価格を用いて評価しております。社債は市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

③ 長期借入金

借入金の時価については、元利金の合計額を、当社発行済社債の残存期間及び信用リスクにより算出した利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

④ デリバティブ取引

これらの時価については、取引先金融機関から提示された価格に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 906円61銭

1株当たり当期純利益 53円71銭

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント			その他 (注1)	合計
	ガス事業	LPG事業	計		
ガス	52,173	13,484	65,657	—	65,657
その他(注2)	6,783	2,248	9,031	2,113	11,144
顧客との契約から生じる収益	58,956	15,732	74,689	2,113	76,802
外部顧客への売上高	58,956	15,732	74,689	2,113	76,802

(注1) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、建設事業、高齢者サービス事業等を含んでいる。

(注2) 「その他」の内訳は、工事売上、器具売上等である。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報については、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ④ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項 (iii) 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 当連結会計年度の契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	5,529	7,123
契約資産	851	892
契約負債	499	366

契約資産は、L P ガス売上において、決算月の検針日から決算日までに生じた収益を合理的に見積り認識した未請求売掛金と、工事契約に係る収益において、原価回収基準により認識した工事売上分であります。

契約負債は、主に期末日時点で契約が完了しているガス工事、ガス器具及び建設工事売上において、支払条件に基づき顧客から受領した前受金に関するものであります。当連結会計年度に認識した収益のうち、当連結会計年度期首の契約負債に含まれていた金額は、499百万円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

10. その他の注記

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（ 2021年 4月 1日から
2022年 3月31日まで ）

(単位:百万円)

（単位：百万円）

	株 主 資 本										
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
						固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	5,203	893	269	1,163	729	9	12,010	19,391	32,140	△ 0	38,507
当期変動額											
新株の発行	22	22		22							44
剰余金の配当								△ 715	△ 715		△ 715
当期純利益								2,381	2,381		2,381
自己株式の取得										△ 0	△ 0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）											
当期変動額合計	22	22	-	22	-	-	-	1,665	1,665	△ 0	1,710
当期末残高	5,225	916	269	1,186	729	9	12,010	21,057	33,806	△ 0	40,217

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等 合計	
当期首残高	1,575	1,069	2,644	41,152
当期変動額				
新株の発行				44
剰余金の配当				△ 715
当期純利益				2,381
自己株式の取得				△ 0
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△ 512	2,095	1,582	1,582
当期変動額合計	△ 512	2,095	1,582	3,293
当期末残高	1,063	3,164	4,227	44,445

個別注記表

(2021年 4月 1日から
2022年 3月31日まで)

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券……………原価法

子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの……………時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ 棚卸資産

製品、原料、貯蔵品……………移動平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

(2) 固定資産の減価償却の方法

① リース資産以外の有形固定資産

定率法によっております。ただし、廿日市工場の建物(建物附属設備を除く)、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物、船舶については定額法によっております。

また、取得価額10万円以上20万円未満の減価償却資産については、一括償却資産として3年間で均等償却する方法によっております。

② リース資産以外の無形固定資産

定額法によっております。なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

諸債権に対する貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度より費用処理しております。

- ③ ガスホルダー修繕引当金
球形ガスホルダー等の周期的な修繕に要する費用の支出に備えるため、次回の修繕見積額を次回修繕までの期間に配分して計上しております。
- ④ 保安対策引当金
経年ガス導管の保安の確保に要する費用の支出に備えるため、当事業年度末後に要する費用の見積額を計上しております。
- ⑤ 器具保証引当金
販売器具の保証期間内サービスに要する費用の支出に備えるため、当事業年度末後に要する費用の見積額を計上しております。
- (4) 収益及び費用の計上基準
商品及び製品等の販売に係る収益は、主にガスの小売又は卸売等による販売、ガス設備工事やガス器具の販売等であり、顧客との販売契約に基づいて商品及び製品等を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、商品及び製品等を引き渡す一時点において、顧客が当該商品及び製品等に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。
都市ガス売上は、毎月の検針による使用量の計量に基づき収益を認識し、工事契約に係る収益は、一定の期間にわたり履行義務が充足すると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。なお、器具売上について、子会社である卸売先に販売促進の目的で交付している販売奨励金を売上高から減額しております。
- (5) その他貸借対照表等の作成のための基本となる重要な事項
- ① ヘッジ会計の方法
- (i) ヘッジ会計の手法
繰延ヘッジ処理によっております。なお、為替予約については、振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。
- (ii) ヘッジ手段とヘッジ対象
- | (ヘッジ手段) | (ヘッジ対象) |
|--------------|-----------|
| 原油価格に関するスワップ | 原料購入代金 |
| 為替予約 | 外貨建金銭債権債務 |
- (iii) ヘッジ方針
リスクに関する内部規程に基づき、原油価格変動リスク、為替変動リスクをヘッジしております。なお、実需に関係のないデリバティブ取引は行っておりません。
- (iv) ヘッジ有効性評価の方法
ヘッジ手段とヘッジ対象の対応関係を確認することにより行っております。ただし、振当処理の要件を満たしている為替予約については、有効性の評価を省略しております。
- ② 退職給付に係る会計処理
退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、子会社であるガス器具の卸売先に販売促進の目的で交付している販売奨励金について、従来は供給販売費に計上していましたが、売上高から減額する方法に変更しております。

なお、当該会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

ただし、当該会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、当該会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行っております。

この結果、当事業年度のその他営業雑収益と供給販売費はそれぞれ185百万円減少しておりますが、営業利益、経常利益、税引前当期純利益に影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)等を当事業年度の期首から適用し、当該会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、当該会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、当事業年度において、計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

当社は、過年度の実績や経営計画及びその他の仮定を踏まえ、入手可能な情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づき、継続的に見積りを行っております。

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(1) 退職給付引当金	434 百万円
(2) 繰延税金負債	615 百万円

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保資産

担保に供している資産

投資有価証券	120 百万円
--------	---------

(2) 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額	199,507 百万円
----------------	-------------

無形固定資産の減価償却累計額	732 百万円
----------------	---------

(3) 偶発債務

保証債務

下記の会社の金融機関からの借入金に対して、次のとおり債務保証を行っております。

海田バイオマスパワー(株)	12,755 百万円
MAPLE LNG TRANSPORT INC.	1,458 百万円
計	<u>14,213 百万円</u>

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 2,266 百万円

仕入高 8,585 百万円

営業取引以外の取引による取引高 3,635 百万円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 1,686 株

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産の発生 の主な原因

未払賞与 169 百万円

投資有価証券評価損 166 百万円

ガスホルダー修繕引当金 130 百万円

その他 798 百万円

繰延税金資産小計 1,264 百万円

評価性引当額 △ 270 百万円

繰延税金資産合計 993 百万円

(2) 繰延税金負債の発生 の主な原因

繰延ヘッジ利益 △ 1,228 百万円

その他有価証券評価差額金 △ 377 百万円

その他 △ 3 百万円

繰延税金負債合計 △ 1,609 百万円

繰延税金資産の純額 △ 615 百万円

8. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の 所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	広島ガス プロパン㈱	所有 直接 100.00%	資金の借入 役員の兼務	資金の借入(注1) 利息の支払(注1)	1,580 百万円 1 百万円	関係会社 短期債務 —	1,747 百万円 —
子会社	広島ガス テクノ・ サービス㈱	所有 直接 100.00%	資金の借入 導管工事等の発注 受注工事の発注 役員の兼務	資金の借入(注1) 利息の支払(注1) 導管工事等の 発注(注2)	600 百万円 0 百万円 4,808 百万円	関係会社 短期債務 — 関係会社 短期債務	741 百万円 — 949 百万円
子会社	瀬戸内パイプ ライン㈱	所有 直接 67.00%	資金の貸付 役員の兼務	資金の貸付(注3) 資金の貸付(注1) 利息の受取(注3)	640 百万円 683 百万円 20 百万円	関係会社 長期貸付金 関係会社 短期債権 —	2,319 百万円 — 百万円 —
関連会社	MAPLE LNG TRANSPORT INC.	所有 直接 50.00%	債務保証 役員の兼務	債務保証(注4)	1,458 百万円	—	—
関連会社	海田バイオマス パワー㈱	所有 直接 50.00%	債務保証	債務保証(注4)	12,755 百万円	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 当社においてCMS(キャッシュ・マネジメント・システム)を導入しており、企業グループ内で資金の貸借取引を行っております。利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。
- (注2) 導管工事等の発注については、当社の算定した対価に基づき交渉の上、発注金額を決定しております。
- (注3) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
- (注4) 金融機関からの借入金に対する債務保証を行っております。
- (注5) 表示金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等の 被所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員	池田 晃治	被所有 直接 0.00%	当社取締役 ㈱広島銀行 代表取締役会長	資金の借入 利息の支払	1,700 百万円 22 百万円	長期借入金 未払費用	4,120 百万円 0 百万円

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 上記取引の内容は、取締役が第三者(㈱広島銀行)の代表者として行った取引であり、借入利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。

9. 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	651円30銭
1 株当たり当期純利益	34円92銭

10. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報については、「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(4)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

11. その他の注記

(1) 退職給付に関する注記

当事業年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	△ 7,543 百万円
年金資産	7,179 百万円
未積立退職給付債務	<u>△ 364 百万円</u>
未認識数理計算上の差異	<u>△ 70 百万円</u>
退職給付引当金	<u>△ 434 百万円</u>

(2) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。